様式第５（第46条関係）（平９総府通産令３・平12総府通産令９・一部改正、平13経産環省令５・旧様式第３繰下・一部改正、平15経産環省令４・平19経産環省令６・一部改正、平26経産環省令６・旧様式第４繰上・一部改正、平30経産環省令１・旧様式第３繰下・一部改正、令元経産環省令２・一部改正）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の33において準用する第27条第２項の規定による身分証明書

写　　真

官職及び氏名
生　年　月　日

年　　月　　日発行

大　　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第27条　環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個体等登録機関に対し、その個体等登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、個体等登録機関の事務所に立ち入り、個体等登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第33条の33　（前略）　第27条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、（中略）第27条第１項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣等」と読み替えるものとする。

第64条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした個体等登録機関、事業登録機関又は認定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

⑴・⑵　略

⑶　第27条第１項（第33条の22及び第33条の33において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本産業規格Ａ６とする。